

す。

以上、四点が法務省設置法の改正案の骨子でございます。

○浜田委員 たいだいま矯正研修所の合理化、こういうふうに御説明いただいたわけですが、刑務所は合理化されて少なくなったりすることは喜ばしいことだと思ふのですが、この研修所の合理化等が内容なり研修のレベルといひますか、そういうものが低下する心配はないのかどうか。できれば内容についても御説明をいただきたい。

○勝尾政府委員 研修所の統合の際に私のほうのねらいといひますところは、現在の中央矯正研修所、これは東京に一カ所ございまして、地方研修所が各ブロックごとに一カ所、合計八つございまして、現在の制度のもとでは中央矯正研修所と地方矯正研修所がそれぞれ独立でつながりがないという点、これをやはり中央矯正研修所と地方の矯正研修所との間に統一的な計画的な研修をやりたいというのが第一点でございます。

なお、内容につきましては、中央矯正研修所におきましてはいわゆる現在幹部の研修を重点的に行なっております。地方研修所におきましてはいわゆる中堅以下の職員を研修をしておりますが、最近矯正処遇の面につきましていろいろ新しい学問あるいは技術が導入されてくるようになりまして、より一そうきめこまかい矯正教育をしなければならぬ、こういうことで地方研修所の従来の研修のほかに作業あるいは教育関係あるいは分類関係といった専門的な研修を地方研修所に新たに加えていくということで内容的に従来の以上に充実した研修を行なつてまいりたい、このように考えております。

○浜田委員 ですから、この合理化に伴つて矯正支所の目的はより達成される、このようにお思いになつてゐるわけですか。

○勝尾政府委員 そのように考えております。

○浜田委員 それはやつてみなければわからぬでしょうが、いろいろ今日法務省関係でも問題がある。そういうときに機構をいじつたりするとき

は、たいだいま御答弁なさつたように前向きで充実し、さらに職員の資質の向上、これがねらいでなくちやならぬと思ふのです。

そういう点から大臣にお聞きするのですが、去る二十五日にあなたは新聞の記者会見であたかも裁判権に介入するような発言をなさつておられる。いろいろ法務委員会等における議事録も読んでみましたが、私ども院外ではございましてが、當時あの新聞を見まして、ああ法務大臣はとんでもないことを考えておられるわい、本委員会でも行政権が立法権に介入するやうな制約するようなことをしばしばやるといつてずいぶん議論してきたのですが、今度は行政府が司法権に介入するやうなことを、これはもう総理以下みな閣僚が考えておられるのではなからうか、たいへんなことだ、こう思つたのです。したがういまして、そういう点について、まあ法務委員会ではいろいろ弁明はしておられますが、ほんとうに大臣として当然のことだと思ひますが、憲法における三権分立の問題、そういう観点からどういふお考えなのか、まずそれを第一点として明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○西郷國務大臣 いまお話しのとおり、先般の法務委員会でも釈明させていただいたのでございまして、記者会見におきまして不用意なことをおぼしめしたために、非常に誤解を与へ、御心配をおかけしましたことに遺憾に思つておりますが、即時申しましたことを取り消したいたしました、今後そういうことのないやうに発言は慎重にやつてまいりたいと考えております。

○浜田委員 所信のほどはわかりませんが、それだけ外に向けて然るる姿勢といふか強い姿勢といふか、西郷大臣がそういう姿勢を持っておられるなら、当然内部に向けてもそういう厳然たる姿勢を持たなければならぬ。さらに強ひばかりが武士でもないでしようし、それだけ自分の配下といひますか、法務省内においては局長以下ほんとにその機構に所屬しておる公務員が、法務大臣のもとなら、西郷大臣のもとならということにならな

ければならぬと思ふのですが、内部に対してはどういふお考えで法務大臣の職責を果たそうとしておられるか、そういう点についてお答えいただきたい。

○西郷國務大臣 御承知のとおり、法務省は国の法秩序を維持いたしまして、重ねて人権を擁護するといふ、現在民主主義的なわが国の面から申しまして、非常に重要な仕事をやっておりますので、私はじめ全職員一致いたしましてこの重大使命を遂行する、そういう慎重な心がまえでやつておるつもりでございます。

○浜田委員 今日いろいろ裁判について――さっき所信を聞いたからいいのですが、特に検察庁、検事の勤務、仕事ぶり、そういうことについてどういふ見方、把握のしかたをしておられるか。

○西郷國務大臣 御承知のとおり、検事の職務は非常に重要であることはもう申すまでもないのでございまして、しかし、今日までも最高検をばじめ検察庁全体として職務に責任を持ち、よくやつてきているとは思つておりますけれども、しかしなかなか世の中も複雑になつてまいり、いろいろの事犯もあるわけでございますから、これらに十分に対処いたしますためには、検察において慎重にものを判断するといふことがきわめて大事だと思ひますので、機会あるごとにそういうことを訓示しておる次第であります。

○浜田委員 回りにくどい質問をせずばり質問いたしますが、私の知つたところでは、こういうピラが張つてあるのですよ。このピラには「悪質検事糾弾大演説会」とある。悪質検事、こういう検事がおるのかどうか、こういう糾弾されなければならぬ悪質な検事がおるのかどうか、まず大臣の答弁を願ひたい。

○川井政府委員 検事もたくさんおりますので、仕事の面で各方面からいろいろな批判を受けておりますけれども、私もいままで見た範囲内におきましては、検事の身分につきましては、身分と職務との関連においてそれを吟味するいろいろな組織や機関ができておりますので、そこでもつて

批判を受けた事項について、検察官の身分と職務との関係についていろいろ議論が過去においてなされております。しかしながら、その実績を見ましても、そういう場でもつて議論されまして、職務の適正に疑問があるといふやうなことで、格別最近罷免になるとあるいは特別の勧告を受けるとかといふやうなことは例がないわけでございますので、私も法務当局といたしましては、いろいろ御批判は世間にもあつたしうけれども、内容におきましてはみんなが最善を尽くして職務を遂行している、かやうに考えております。

○浜田委員 そうすると、こういうのはかつてな批判であつて、部下の検察官にはこういう検事はおらない、こういうふうに言われておるわけですか。

○川井政府委員 私、そのピラをたいだいま初めて拝見いたしましたので、そこについてどういふ悪質検事なるものは、具体的にどういふ事項をさし、またどういふやうなことを行なつた検察官をいふのか、必ずしも具体的にははつきりいたしません。私もどなたもいたしましては、いわゆる悪質検事であるといふことで世間一般から指弾を受けるといふやうな者はないものと確信をいたしております。

○浜田委員 ピラはピラだから、それはさう見てもよくわかる、こんな大きなものだから。しかし、これは四月一日といわれるが、もう一月ほど前からピラが張つてあるのですよ。さらに御丁寧に、いろいろなパンフレットが出てゐるのです。これを張つてゐるいろいろなものが出てゐるのです。それでいま御答弁なさつたやうにほんとうにありませんとすれば、検察当局なりあるいは少なくとも法務大臣がさきき言つたやうに、外に對するばかりでなくして、内に対して、部下を失うまいとするならば、こういうことを明確にしておかなければならぬ。部下を何といふか、こういう事実がないのに糾弾されることはないのだといふことを明確にしてやるのが、部下が一生懸命やることなのではないか。だからさういふ意味で、それは

いまでもそういうことを知らなかったとかなんとか言ったんでは、これは重大問題です。たくさん国民ですから批判もあるでしょうが、これだけのことをやられておるのに、初めて見ましたので具体的に知りませんでは、これは西郷大臣、幾らあなたが厳然たる姿勢で臨み、さらにその部下をほんとうに法務行政には一〇〇%携わらず、こゝう言われても、これではついでにこなるでしよう。意見がだいたい入るけれども、どうです、こゝういう事柄をほんとうに知らないのですか。

○川井政府委員 そのピラそのものは初めて見たのでありますけれども、おそらくそこに書かれておりました文字との関連におきまして、こゝういふふうな特定の検察官に對しましていろいろ新聞等が配布されておるといふ事實は、私よく承知いたしております。

そこで、いまそのピラを示されての御質問でありますので申し上げますけれども、この「悪質検事」といふ書いてございすのは、おそらく書かれた人は非常にお考えになつてこゝう表現をなさつたと思ひますけれども、まあ私も長い間、検事でございすが、職務の遂行上いろいろなことを関連して言われてきましたし、また多くのものについていろいろなかなり強い批判が行なわれております。したがひまして、検事でありますから、かなりひどい批判が行なわれても黙つておつていいのだといふことにはもちろんありませんし、その表現等にもよりますけれども、こゝういふような表現そのものが直ちに名誉を棄損するとか、あるいはそのことが著しく検察活動といふふうなものに不当な圧力とか牽制とかを加えるといふようなことであります。これは私も法務当局といたしまして、検察活動の公正な運営のためにそれぞれ適当な公正な手を打つていくといふことがもちろん私の職務であると思ひます。先ほど大臣から申されましたように、いろいろな機会をつかまえて、そして検察活動の運営のために、あるいはその身分の公正な保持のために、いろいろな手と努力を尽くしております。

ただ、具体的な問題として、そのようなピラあるいはそれに関連するようないろいろの文書といふふうなものにつきます。法務当局の立場として直ちにどういふふうな手を打つかといふようなことにつきます。いまこちらのほうにいたしまして格別の準備と考へ方があるわけございせん。そこで、ただいまそういうようなピラはただいま拝見をいたしました。こゝういふふうな率直に申し上げたわけございまして、こゝういふことに関連いたしまして、検事の身分ないしは検察活動の公正な運営のために法務当局といたしまして何らの考へも持っていない、こゝういふことではございせん。

○浜田委員 まあ法律的に名誉棄損とかどうとか、それはやられる事態があればやられるでしようが、私たちは政治家として、少なくとも、こゝういふことをやられて——それは演説会でしゃべつたとかいふだけではないのだね。こゝういふものが町々に張られておる、さらにパンフレットも出されて、いろいろ検察の派閥と醜状などといわれておる。これでは国民が信頼しなくなるでしよう。さらに大臣、大臣としては、こゝういふことがやられてどう思ひますか。まじめに身をすり減らすほどやつておる検察官はたくさんおると思うのだが、こゝういふ諸君はどういう考へを持ちますか、ひいては、どのように職務を遂行しようと思つてもできなくなるでしよう、こゝういふ点について大臣、所見を伺いたい。

○西郷國務大臣 御説のとおり私も考へます。が、こゝういふことはいまピラを拝見いたしました。遺憾に思つておりますけれども、しかしその上にもやはり第三者の批判等もある場合もございすので、検察陣営としてはきわめて謙虚に国民の声を聞き、いろいろ非難攻撃のないように、今後とも一そう私もきびしくいたしたいと考へております。

○浜田委員 抽象的には国民の批判のないようにと言われるのですが、大臣、少なくともこゝういふようにきちつと名前を出されてやつておるのですから、まず一億の国民にこゝういふ非難のないように、言われる前に、私は当然こゝういふ該当事にどうであるか、あるいはそんなことをしては、事實ないことだつたらこゝういふかとか、何らか具体的に問題を解決することが、一億の人の言うことにこたえることになるのじゃないか。これは實をいふと一カ月以上になるのです。ですから、当然法務当局にも大臣の耳にも入つておると思うのです。したがつて、たとえこれが自民党衆議院議員池田正之輔さんであつても、当然その辺は明確にして、口で百万言言うよりか——これでは公務員諸君、検察官諸君がほんとうに大臣のもとにおいでどこまでもやるといふことにならないですよ。しかも重大な問題ですが、これはあなた閣僚の一人ですが、こゝういふ点で、閣議決定事項じゃないでしようが、問題を取り上げられたことはあります。

○西郷國務大臣 閣議でその問題につきて私が発言をしたことはまだございせん。

○浜田委員 そうすると、口で大臣は一億国民に全部批判のないように、こゝう言われるけれども、こゝういふことこそ、ばくは党なりあるいは総理は自民党総裁ですから、こゝういふところではやはり問題を煮詰めたほうが国民にもこたへることになると思ふのです。さらに部内では、事實ないものならこゝうだと言ふことによつて、初めて部下といひますか検察官あるいは公務員諸君がほんとうに心からその業務に熱心にまじめにやることになつて。こゝういふ要所所で手を打たなければならぬと思ふのですが、どう思ひますか。

○西郷國務大臣 ただいま拝見したそのピラの事例と存じますけれども、こゝういふことのないように大部分の者は非常に真剣に検察で働いておるのです。あれこれ非難を受けないように隠忍自重し、こゝういふことを繰り返さないように私もつとめてまいりたいと考へております。

○浜田委員 委員長、数が足らぬ。これでは流会だ。——法務大臣にはあらためて質問します。

○藤田委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○藤田委員長 速記を始めて。

この際、暫時休憩いたします。
午後零時十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

内閣委員会議録第六号中正誤

ページ段行	誤	正
五二二	手続きなつて	手続きになつて
同 第十二号中正誤		
ページ段行	誤	正
三四	六千百十三名	六千五百十三名
同 第十五号中正誤		
ページ段行	誤	正
三三	〇梅元政府委員	〇梅本政府委員